

大鳴門橋周辺地域におけるレンタサイクル事業実施
に係るサウンディング型市場調査
実施要領

令和 7 年 10 月 31 日

兵庫県南あわじ市・徳島県鳴門市

1. 調査の目的

現在、兵庫県と徳島県により 2027 年度（令和 9 年度）の完成を目指して「大鳴門橋自転車道」の整備が進められています。

周辺地域には、淡路島側に年間約 70 万人の観光客が訪れる「道の駅うずしお」や「うずの丘大鳴門橋記念館」、四国側には年間約 55 万人が訪れる「渦の道」などの観光拠点が存在しており、今後さらなる観光客の増加が見込まれています。

このような状況を踏まえ、南あわじ市と鳴門市では、観光客やサイクリストが大鳴門橋周辺で相互に乗り捨て可能なレンタサイクル事業を検討しています。

本調査は、レンタサイクル事業に関する制度や運営スキームが確定していない現段階において、民間主導（自走型）の事業展開を基本方針とし、事業者の皆さまの意見や提案を参考に、施設整備や事業者公募の諸条件等を検討するため実施するものです。

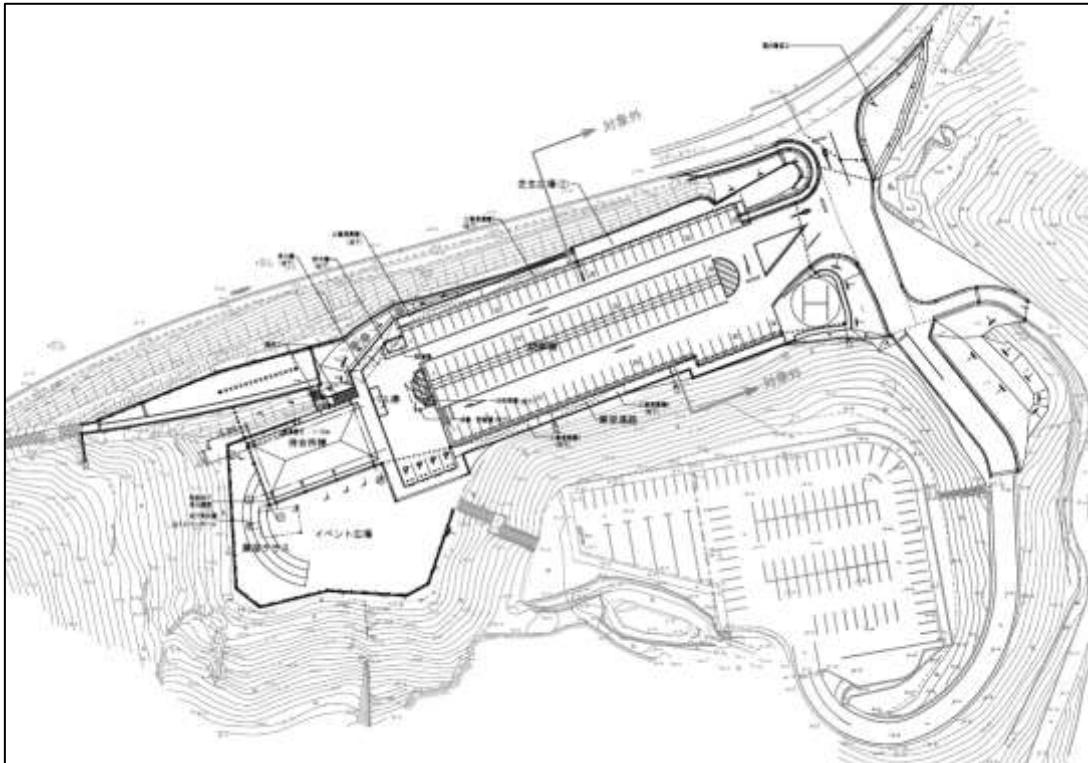
なお、本調査は事業者の選定を目的としたものではなく、あくまで民間事業者の意見を広く把握することを目的とした情報収集であることをご理解ください。

2. 対象地域の基本情報

（1）位置図：大鳴門橋周辺地域



(2) 対象施設① (南あわじ市側)



名称：鳴門岬駐車場「うずまちテラス」

所在地：〒656-0503 兵庫県南あわじ市福良丙 947 番地 8

用途：駐車場（レンタサイクルサービスの提供を想定中）

駐車台数：246 台（上段 133 台、下段 113 台）

建築年：令和 5 年 3 月

営業開始：令和 5 年 4 月（道の駅うずしお仮店舗として）

構造等：鉄骨造（地上 2 階、地下 1 階） 屋根 木瓦葺、外壁 天然木貼

設備概要：B 1 階：機械設備置場

1 階：待合所、公衆便所、授乳室、厨房、倉庫

2 階：倉庫

建築面積：344.11 m²

延床面積：428.98 m²

(3) 対象範囲②（鳴門市側）

- ・鳴門公園およびその周辺



(4) 大鳴門橋自転車道の概要

事業区間：兵庫県南あわじ市～徳島県鳴門市

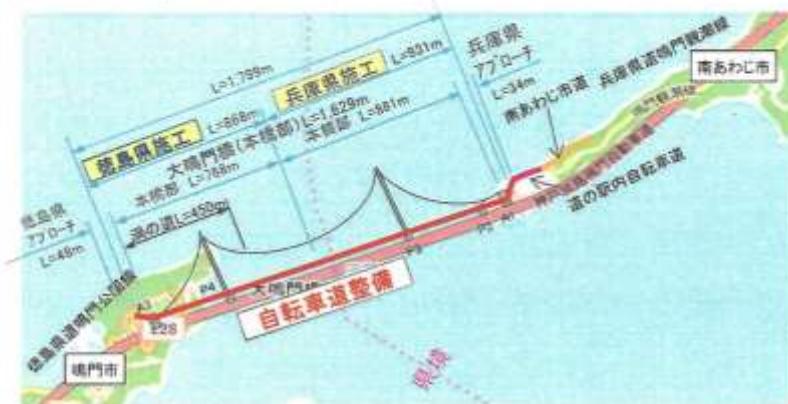
延長：約 1.8 km (兵庫県 0.93km、徳島県 0.87km)

計画幅員：4.0 m (自転車道 2.5m + 歩道 1.5m)

総事業費：58 億円 (兵庫県 30 億円、徳島県 28 億円)

事業期間：令和 5 年度～令和 9 年度

概要図

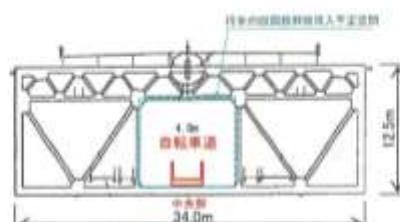
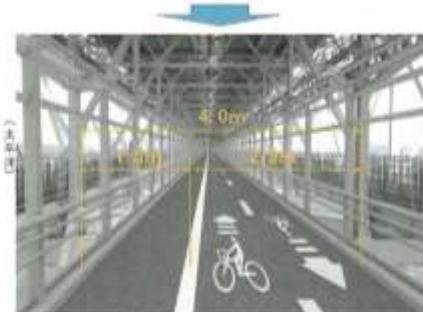


工程表

	R5	R6	R7	R8	R9	
準備工	工事契約 ●					
自転車道製作・設置		■		■		
防護柵設置・舗装等				■	■	● 完成



【横断図】



3. 基本的な考え方

本調査は、将来的なレンタサイクルサービスの導入や整備方針を検討するにあたり、民間事業者から広く意見・提案を募るものです。

南あわじ市および鳴門市において、観光客による周遊を促進し、エリア全体の価値の向上のつながるような実現可能性のある提案を求めます。

両市とも、将来的には「大鳴門橋自転車道」を核とした広域周遊観光を見据え、サイクリツーリズムによる地域活性化と観光振興を目指しています。

(1) 南あわじ市

- ・「うずまちテラス」の既存施設を、レンタサイクル施設として改修することを前提に提案してください。
- ・ただし、うずまちテラスの施設内において、既存施設とは別に施設整備等を行う方が効果的であると判断される場合は、新たな施設を整備した内容で提案することも可とします。

(2) 鳴門市

- ・鳴門公園内（大鳴門橋架橋記念館「エディ」）やその周辺エリア（UZU PARK CYCLESTATION）を起点とするレンタサイクル事業の導入を検討しています。
- ・これらの候補地では既存の事業者が管理・営業しており、今後の展開にあたっては、事業者との連携の可能性も視野に入れています。
- ・候補地や既存施設に限らず、多様な視点からの自由な提案も歓迎します。

※両地域ともに法的な規制区域に該当するため、施設の新設や改修にあたっては関係機関との協議が必要となる場合があります（詳細はP10参照）。

(参考)

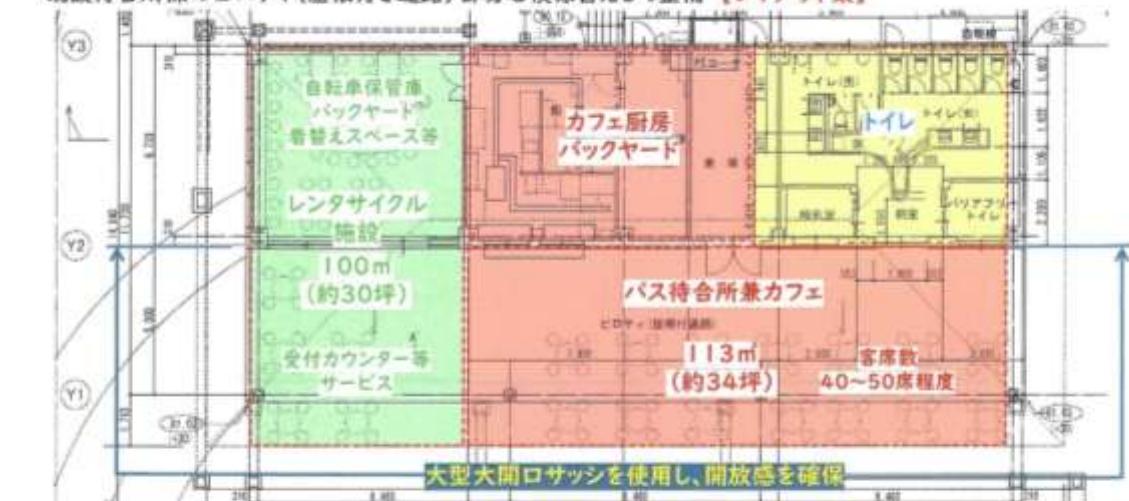
I. 実施箇所

※内部検討用図面の資料ですので取り扱い注意をお願いします



①うずまちテラス（既存施設活用）

既設待合所棟のピロティ（屋根付き通路）部分を模様替えして整備【レイアウト案】



自2





レンタサイクル利用者の概ねの利用範囲について



09



10



8

4. 調査対象者

- ・南あわじ市・鳴門市においてレンタサイクル事業の実施を検討している者
- ・観光振興や地域交通に関する事業を実施または検討している者
- ・既存施設や地域資源との連携モデルを提案できる者
- ・分散型または地域連携型ビジネスに知見を有する者

5. 調査方法

本サウンディング調査においては、希望される事業者の方を対象に、「個別ヒアリング」形式での意見交換を実施いたします。

原則として対面にて行う予定ですが、ご事情に応じてオンラインでの対応も可能です。

6. サウンディング時の主な内容

以下の項目について、事業者自身が実施主体となることを想定したうえで、実現可能性のある提案をお願いします。

(1) 共通項目

- ・レンタサイクル事業の参加意欲
- ・市に整備を求めるもの、事業者にて整備・調達するものを明記すること。
- ・周辺観光施設との連携を踏まえた運営のあり方
- ・貸出台数、受付・返却の設備、管理運営体制 等

(2) 南あわじ市に関する項目

- ・「うずまちテラス」をレンタサイクル施設として活用する改修提案。
(またはうずまちテラスの敷地内に新たな施設整備をする案) とする。
- ・レンタサイクル施設内のカフェ事業についても提案すること
- ・サイクリイベントの開催についても提案すること
- ・レンタサイクル利用者のうち、自家用車（レンタカーを含む）を利用してうずまちテラスへ来訪する車の台数について明示すること
- ・現在の眺望を阻害しない提案内容とすること。

(3) 鳴門市に関する項目

- ・レンタサイクル事業への参入意向と必要な運営条件（スペース、支援等）
- ・鳴門公園内の既存事業者との連携の可能性
- ・拠点整備やインフラ整備に関する提案
(市有施設の未確保を前提とした立地提案を含む)

- ・拠点候補施設（大鳴門橋架橋記念館エディ、UZU PARK CYCLESTATION（ウズパーク サイクルステーション））を活用した提案

(4) 事業スキーム

- ・想定される事業主体・運営体制
- ・関係機関との連携のあり方

(5) 事業スケジュール

- ・事業に係る整備期間・事業開始時期・事業期間・運営にかかる全体スケジュール

(6) 地域貢献

- ・観光客・地域住民・サイクリストへの利益
- ・地域団体や他事業者との連携による相乗効果

(7) 資金計画

- ・設備投資、運営経費、収支見込み
- ・補助金等の活用可能性

(8) 課題・行政への要望

- ・規制、立地、需要等の懸念事項
- ・行政に対する支援や制度面での要望

7. 建築物・構築物に関する規制

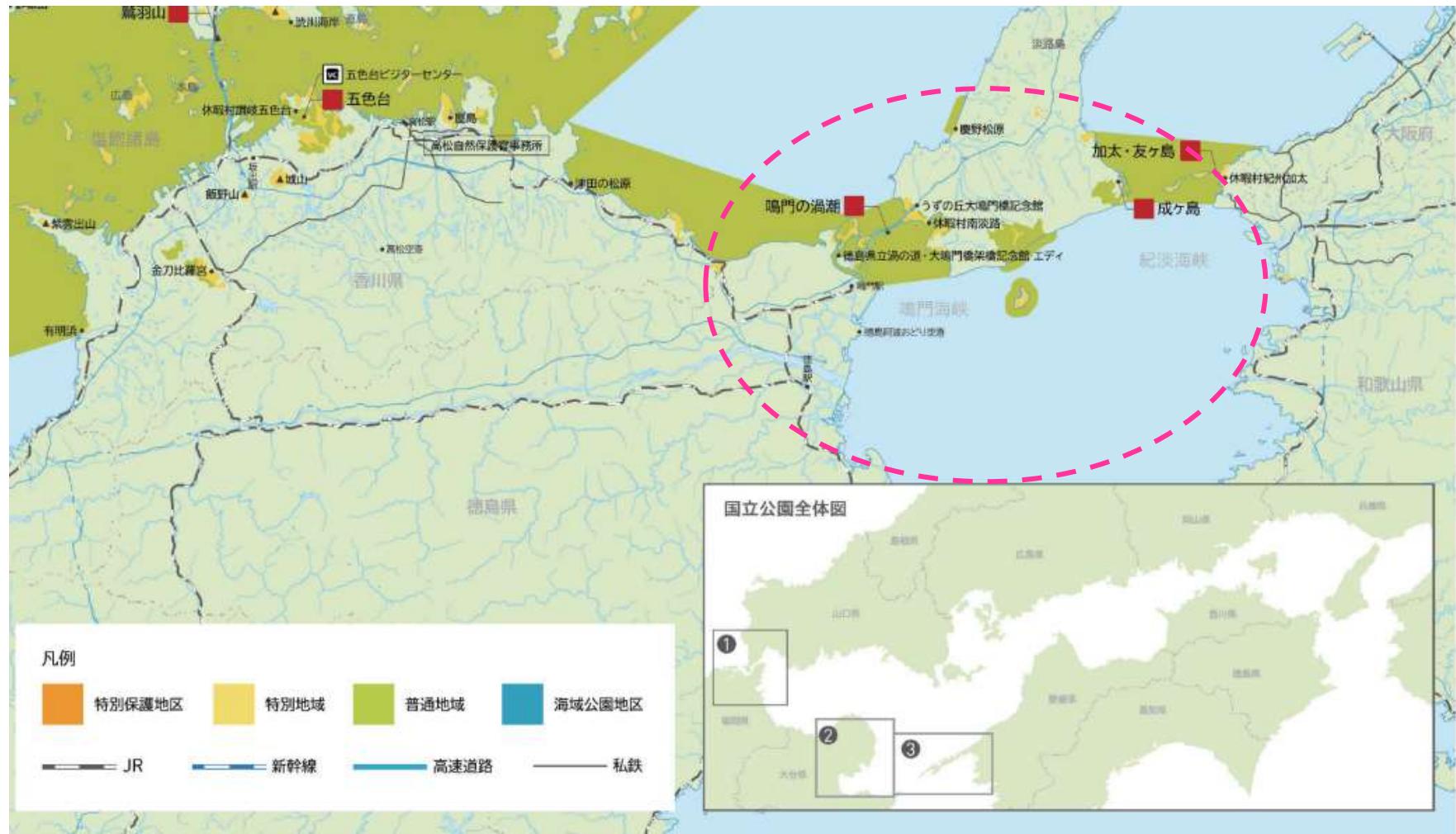
「うずまちテラス」「鳴門公園」は瀬戸内海国立公園に該当します。加えて、「鳴門公園」は国指定名勝「鳴門」にも該当し、それぞれ以下のような規制があります。

- (1) 自然公園法：工作物設置・土地の形状変更等に関する制限
- (2) 文化財保護法：景観や構造物設置に関する制限
- (3) 都市計画法・建築基準法：用途・構造に関する制限

※上記の法律等の制限により提案内容によっては実施が困難となる可能性があるため、事前の十分な検討をお願いします。

行政としても、関係機関との協議・調整を進めてまいります。

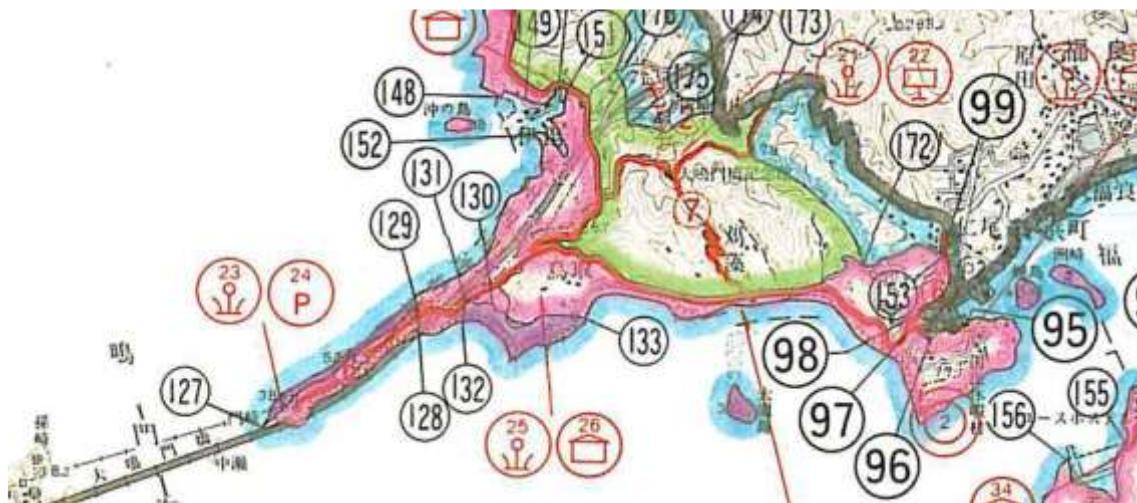
○瀬戸内海国立公園



○指定状況図

(1)瀬戸内海国立公園区域および公園計画図

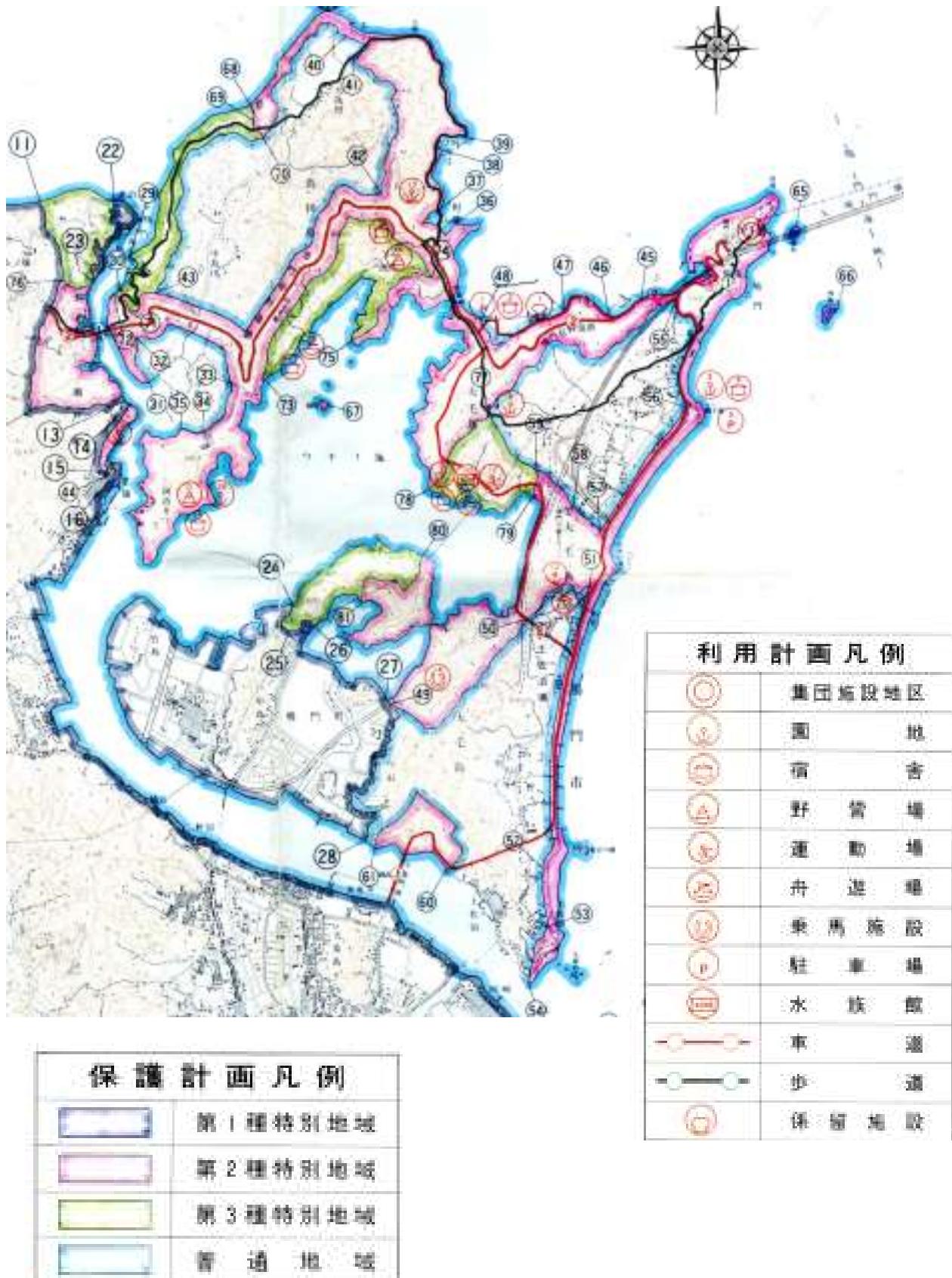
(うずまちテラス ※第2種特別地域)



保護計画凡例	
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

利用計画凡例	
	集団施設地区
	園地
	宿舎
	野営場
	運動場
	水泳場
	乗馬施設
	駐車場
	植物園
	博物展示施設
	車道
	歩道
	索道運送施設

(鳴門公園周辺)



(2) 国指定記念物 名勝鳴門

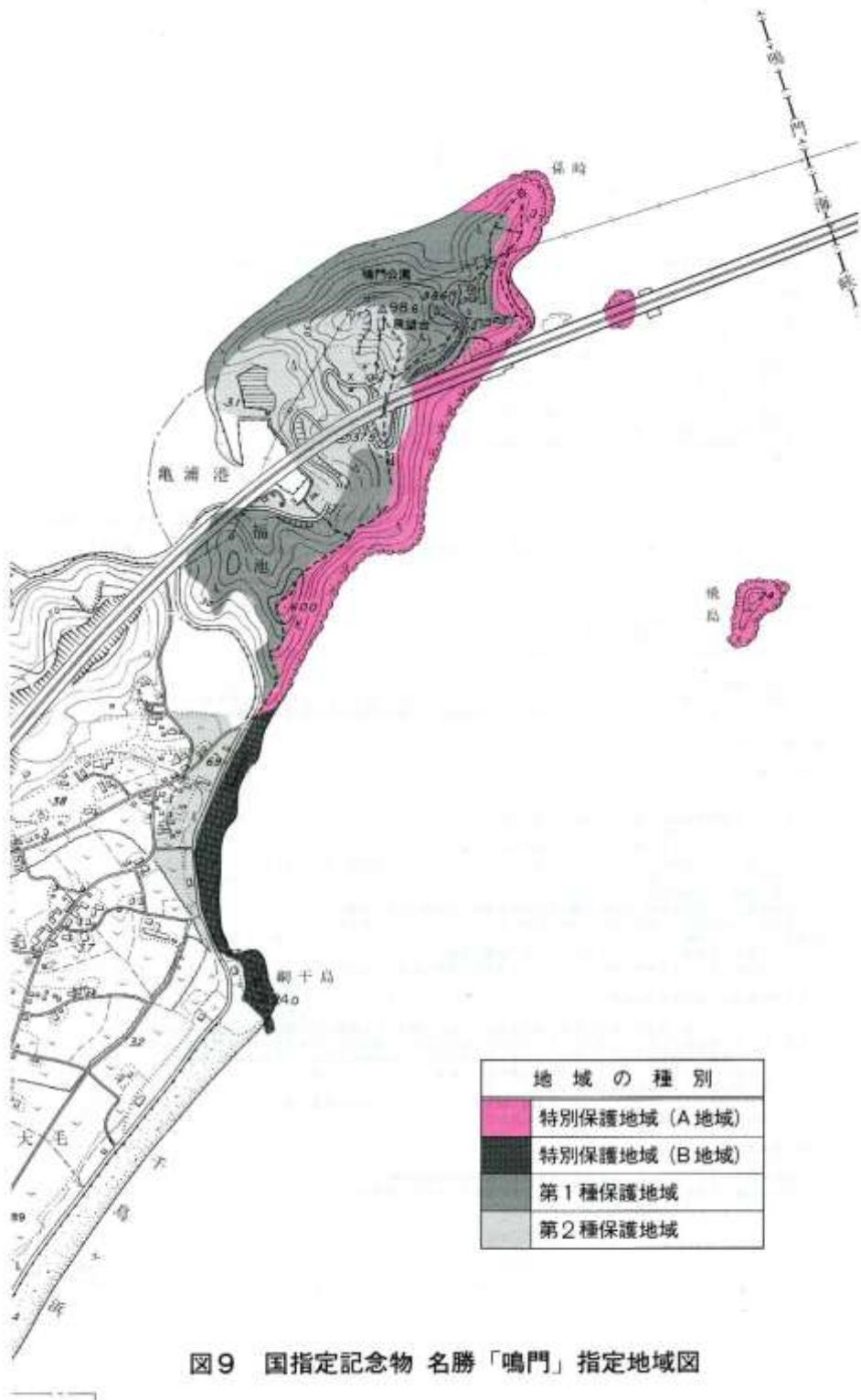


図9 国指定記念物 名勝「鳴門」指定地域図

8. スケジュール（予定）

- (1) 申込期間 : 令和7年10月31日（金）～11月28日（金）
- (2) 質問の受付期間 : 令和7年10月31日（金）～11月19日（水）
※質問はメールでのみ受け付ける
- (3) 質問に対する回答 : 令和7年11月25日（火）まで随時
- (4) サウンディング実施 : 令和7年12月10日（水）～12月26日（金）
- (5) 調査結果の公表 : 令和8年1月上旬予定

＜参加申し込み方法について＞

以下の書類をご準備の上、南あわじ市・鳴門市の両市あてに下記のメールアドレスへご提出ください。

①参加申込み

「エントリーシート（様式第1号）」に必要事項をご記入ください。

※説明資料はサウンディング実施日の5営業日前までに提出してください。

②質問がある場合

ご質問がある場合、「質問書（様式第2号）」にご記入ください。

③現地見学を希望する場合

「現地見学申込書（様式第3号）」によりご記入ください。

9. 実施スキームの検討

- ・公設民営、民設民営、共同運営等の運営形態
- ・市、民間、関係団体の役割分担
- ・指定管理、業務委託、定期借地、占用許可等の契約形態
- ・中長期的な安定運営の体制整備に関する意見

10. 参加資格要件

レンタサイクル事業に事業主体として意欲を有し、以下のいずれにも該当しない法人とします。

- ア) 地方自治法施行令167条の4に該当する者
- イ) 南あわじ市・鳴門市から入札参加資格停止の措置を受けている者
- ウ) 会社更生法・民事再生法に基づく手続き中の者
- エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)

オ) 暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にある者

カ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条または第 8 条第 1 項に違反する者として公正取引委員会または関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者

キ) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

ク) 特定の政治活動または宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

ケ) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税(法人事業税・法人県民税等)、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者

1.1. 留意事項

- ・本調査は、事業者選定や契約を目的としたものではありません。
- ・提出された情報は、今後の制度設計や計画立案の参考とします。
- ・提出情報は秘密保持に配慮し、市および必要に応じて県と共有します。
- ・調査への参加に要する費用は、ご参加いただく民間事業者等の負担とします。
- ・必要に応じて追加の質問や対話(電話連絡・文書照会含む)・アンケート等を行うことがあります。
- ・民間事業者による自立的な運営(自走)を基本としています。
- ・実施結果については、概要を市公式ウェブサイトで公表しますが、民間事業者等の名称は公表しません。公表範囲は市で判断しますが、必要に応じて「公表不可」となる部分をお知らせください。

1.2. 問い合わせ等

本件に係る問合せ先は以下のとおりです。

南あわじ市産業建設部商工観光課万博・観光戦略室 濱田、林
TEL : 0799-43-5221

Mail : expo_kankou@city.minamiawaji.hyogo.jp

鳴門市企画総務部戦略企画課地域交通推進室 濱田、飛越、大塚
TEL : 088-684-1713

Mail : chiikikotsu@city.naruto.i-tokushima.jp